

# 土地規制法全面施行と沖縄

(2022年10月31日秘密法と共謀罪に反対する愛知の会 学習会)

弁護士 仲松正人

## 第1 この法律で何をするのか

- 1 政府は基本方針を決める（9月16日決定）
  - ① 機能阻害の防止に関する基本的な方向
  - ② 注視区域・特別注視区域指定に関する基本的事項
  - ③ 区域内の土地等の利用状況等についての調査に関する基本的事項
  - ④ 土地等の利用者に対する勧告や命令に関する基本的事項（阻害行為の具体的内容に関する事項を含む）
  - ⑤ その他必要な事項
- 2 内閣総理大臣が注視区域・特別注視区域を指定する（初回指定は年内目標）

注視区域は、①重要施設周辺概ね1kmの範囲 ②国境離島の区域  
重要施設は、①防衛施設 ②海上保安庁の施設 ③生活関連施設  
のなかで機能阻害行為を特に防止する必要がある施設  
特別注視区域は注視区域のうち特に重要な施設周辺や特に重要な国境離島の区域
- 3 内閣総理大臣は区域内の土地建物の利用状況について調査する

調査事項	氏名（名称）、住所、その他政令で定める事項
調査方法	①関係行政機関や関係地方公共団体の長に情報提供させる ②土地等の所有者等に報告や資料提供させる (報告無しや虚偽報告は30万円以下の罰金)

特別注視区域の場合は、取引の前に報告させる

①住所氏名等	②土地建物の所在地や面積	③権利の種類
④利用目的	⑤その他政令で定める事項	

(報告無しや虚偽報告は6月以下の懲役又は100万円以下の罰金)

この法律の目的達成に必要ながあれば、区域等指定に関わらず情報収集や資料収集ができる
- 4 調査の結果、機能阻害行為のおそれがある場合は利用中止等の勧告・命令  
命令に違反すると2年以下の懲役、200万円以下の罰金、併科も
- 5 勧告等を受けた者からの希望があれば内閣総理大臣が買い取る  
希望がなくても内閣総理大臣は買取りに努める
- 6 内閣総理大臣は阻害行為防止のため必要があれば関係行政機関の長に情報提供できる
- 7 内閣総理大臣は、法律の目的達成のために、関係行政機関や関係地方公共団体の長に必要な協力を求めることができる

## 第2 法律としての根本的問題点

- 1 法律による行政（法治主義）の原理を大きく逸脱  
法治主義とは「行政は法に基づき、かつ法に違反してはならない」という原理  
法治国家のもっとも基本的な原理  
ところが、この法律は殆ど全てを内閣総理大臣や政令が決める

区域指定の基準をどうするのか  
どこを区域指定するのか  
どんな情報をどのように収集するのか  
阻害行為とは何か、具体的に何が該当するのか  
利用規制以外の「その他の措置」とは何か  
生活関連施設指定をどうするのか などなど

内閣総理大臣に対する監視は国会への報告を含め法律には何の定めもない  
これらの改変も国会の審議を経ることなく政府が決める

## 2 罪刑法定主義に違反する

### (1) 罪刑法定主義とは

「何をすれば犯罪となり、どのような刑罰が科されるかを予め明確にする」こと  
人を殺せば死刑、無期または5年以上の懲役  
他人の財物を盗めば、10年以下の懲役又は50万円以下の罰金  
飛行禁止区域での無許可ドローン飛行は1年以下の懲役又は50万円以下の罰金  
＝国民の予見可能性の保障 ＝近代刑事法の大原則 ＝憲法31条が保障

### (2) 注視区域内で施設機能を阻害するおそれのある行為をすれば

2年以下の懲役、200万円以下の罰金、その併科も  
ところが、何をすれば「機能阻害行為」となるかわからない  
基本方針も「例示」するだけ

「勧告・命令を受ければ機能阻害行為にあたるのが分かる」でいいのか？

### (3) 基本方針での例示

<該当する行為>

- ・自衛隊などの航空機の離着陸、レーダーの運用の妨げとなる工作物の設置
- ・施設機能に支障を来すレーザー光などの照射
- ・施設に物理的被害をもたらす物の投射装置を用いた物の投射
- ・施設に対する妨害電波の発射
- ・流出によって係留施設の利用阻害につながる土砂の集積
- ・領海基線近くの土地で行う低潮線の保全に支障を及ぼす恐れのある形質変更

◎これらに該当しなくても対象となることはあり、個別具体的な事情に応じて判断する

<該当しない行為>

5つを例示

### (4) 基本方針での例示の問題点

- ① <該当する行為>は、いずれも現行法やその改正で対処可能
- ② これらに該当しなくても対象となることはあり、個別具体的な事情に応じて判断する  
⇒区域指定すればその区域ごとに機能阻害行為は具体的になるはずだ！
- ③ <該当しない行為>の想定の不当性
  - ・施設敷地内を見ることが可能な住宅への居住
  - ・施設周辺の住宅の庭地における住宅と同程度の高さの倉庫などの設置
  - ・施設周辺の私有地における集会の開催
  - ・施設周辺の商業ビル壁面に収まる範囲の看板設置

・国境離島などの海浜で行う漁労

→これだけ？

そもそもこんな例示を考えていることが危険＝これに該当しなければ機能阻害行為となる

(5) 実は、勧告・命令を受けても、なぜ機能阻害行為になるのかわからない

「機能阻害行為を具体的に明らかにすれば安全保障の脆弱性を明らかにし類似行為を誘発する」

例えば、実際に照射された電波が妨害電波にあたるかどうかは明らかにしない

自分がやろうとしている電波発射がなぜ機能阻害行為になるのかわからない

「とにかく内閣総理大臣が機能阻害行為に該当すると判断したから該当する」ということ

＝何で処罰されるのかわからないまま処罰される

＝「これをすれば処罰されるからこれはやらないでおこう」という事前抑制ができない

### 第3 立法事実がない

立法事実とは、法律を新たに作らなければならないという理由・原因事実

1 政府は何と説明したか

「北海道千歳の航空自衛隊基地近隣の土地、長崎県対馬の海上自衛隊施設の周辺の土地を外国資本が買っている。安全保障上地域住民に不安がある。」

しかしそのような事実はなかった・・・初回区域指定地候補に対馬を入れる政治的姑息さ

2 防衛省が全国637施設の近隣土地を調査した

7万8920人の所有者、外国人は7筆だけ

「現時点で、防衛施設周辺の土地の所有によって自衛隊の運用等に支障が起きているということとは確認されていない」との答弁

結局、立法事実はない 立法事実探しのための法律

### 第4 なぜ今こんな法律を作った？

1 何を調査するのか

内閣総理大臣は注視区域や特別注視区域内の土地建物の利用等について調査する

←なんのために？

＝機能阻害があるとかそのおそれがある場合は中止などを勧告し命令するため

「機能阻害行為がある」ときはそれから調査しても遅い

つまり「機能阻害行為をするおそれがあるかどうか」を調査する

→土地等の所有者や利用者が「機能阻害行為をするおそれがある人かどうか」の調査法が定める調査事項は「氏名（名称）、住所、その他政令で定める事項」

氏名、名称、住所、本籍（国籍）、生年月日、連絡先及び性別でそれが分かるか？  
そのためには職歴や活動歴、あるいは検挙歴、職業、資産状況、交友関係などが必要  
つまり、その人のプライバシーに関わること、思想信条まで調べることになる

国民監視だ！

国会答弁で政府はそれを否定しなかったし、基本方針でも否定していない

2 どうやって調査するのか

(1) まずは関係行政機関や地方公共団体からの情報提供

調査対象は膨大な数になる

内閣総理大臣や内閣に新たに作られる部署だけで調査はできない  
関係行政機関には、防衛省、警察庁、公安調査庁も入る

防衛省は自衛隊情報保全隊、警察は警備公安警察がある  
これらの諜報機関はこれまでどのようにして情報収集してきたか  
尾行、張り込み、電話やメールの盗聴、協力者を養成しての密告など  
調査手法については「手の内を明らかにし対策を立てられる」として明らかにしない  
＝これまでのこれら機関の調査手法を正当化

(2) 「その他の関係者」からの情報提供、情報受付窓口の設置 ⇨ 密告とその奨励  
7条潜脱

### 3 調査と監視は継続する

何をするのか分からないから監視する  
今日までの調査の結果では何もなくても明日はどうなるかわからない  
「不審人物」だけが対象ではない

### 4 規制の結果どうなるか

- (1) 政府が認めない利用はできなくなる
- (2) 政府が買い取る・・・事実上の土地収用に  
→基地周辺から基地監視活動や基地反対活動をする人を排除
- (3) 「勧告・命令を受けた人」＝「安全保障を阻害するおそれのある人」
- (4) 密告の奨励と人間関係や運動の分断
- (5) その結果は？

### 5 国境離島

「なぜ今」の疑問への回答は  
対象に国境離島を加えたのがミソ  
この法律が適用される国境離島とは  
「北方4島」「竹島」「尖閣」は対象外  
今、規制が必要な国境離島がこれらの島々  
「台湾有事」を口実に軍事要塞化  
一旦事が起これば沖縄が再度戦場に  
それに対する沖縄県民の抵抗  
それを抑えたい

## 第5 監視対象は際限なく広がる

### 1 監視対象は土地だけでなく建物も

土地の所有者や利用者だけでなく、建物の所有者や利用者も監視の対象となる  
不動産IDの利用も  
不動産取引の便というが

### 2 「その他の関係者」

政府が情報収集する対象は、土地建物の所有者や利用者「その他の関係者」  
土地建物の所有者や利用者「その他の関係者」は報告命令に違反すると罰せられる  
「その他の関係者」が誰かは法で規定していない

政令で定める、ともしていない

土地建物の所有者や利用者に「その他の関係者」がいるかどうかを調査する

調査の結果判明した「その他の関係者」を調査する

その「その他の関係者」のさらに「その他の関係者」を調査する

調査対象者は区域内に居住しているかどうかに関わらない！

### 3 生活関連施設

対象施設は、防衛施設、海上保安庁施設、そして生活関連施設

「生活関連施設」は法律では規定しない

基本方針で「自衛隊が共用する民間空港」と「原子力発電所と関連施設」を指定

しかし法律でこれだけに制限しない 今後拡大することは政府自身が認めている

国民保護法の対象施設

発電所・変電所、ガス施設、取水・貯水・浄水施設、一定規模以上の鉄道駅、

電気通信事業者の交換設備、放送局、港湾、空港、ダム、危険物取扱所

### 4 概ね1kmの範囲の拡大

周辺1kmの範囲の規制では機能阻害行為を防止できない

この周辺1kmは、今後拡大することを検討すると政府が答弁している

### 5 国境離島

国境離島については「周辺概ね1km」などの制限はない

①低潮線の周辺 ②領海警備の活動拠点施設周辺

それにとどまらず、③領海保全の活動拠点としての国境離島等の社会経済活動も

このため、離島全体が指定される可能性がある（法律で制限していない）

ただし、基本方針では無人島以外は全島区域を指定しないとした

しかし、指定範囲の基準は分からない

## 第6 第一のターゲットは沖縄

### 1 沖縄県の面積は全国の0.6% そこに全国の70%の米軍専用施設がある

辺野古新基地建設反対運動

キャンプ・シュワブ前での抗議行動、土砂運搬車両入構阻止活動

安和港・塩川港での土砂搬出車両入構阻止活動

宮古や石垣でのミサイル基地反対運動

### 2 基地による被害

嘉手納、普天間の爆音

宜野湾市、北谷町、金武町でのPFOA・PFOS汚染

これらに対する監視活動や抗議活動、爆音被害に対しては訴訟も

### 3 土地規制法の先取り

宮城秋乃事件

宮古島での不穏な動き

### 4 愛知県でも

#### (1) 自衛隊施設

陸上自衛隊

春日井駐屯地 偵察部隊 兵站部隊 施設科部隊  
守山駐屯地 司令部附属部隊 情報収集部隊 国際任務部隊 化学戦部隊 音楽隊  
豊川駐屯地 火力戦闘部隊 防空専任高射部隊

航空自衛隊

小松基地

高蔵寺分屯地

(2) 海上保安庁の施設

第四管区海上保安本部

名古屋海上保安部 衣浦海上保安署 三河海上保安署

(3) 生活関連施設

名古屋空港 = 自衛隊が共用する民間空港

## 第7 運動・活動の弾圧、萎縮

- 1 監視される不気味さ
- 2 疑心暗鬼・相互不信
- 3 運動・活動への弾圧、介入・・・沖縄では  
国道、県道、市町村道の管理・保全ということでテント除去要請  
屋外広告物法・条例違反ということでビラなどの撤去要請  
高所からの監視中止の勧告  
シュワブ前、ミサイル基地前での抗議行動の弾圧
- 4 事実上の土地収用 → 軍事目的の土地収用の復活  
そして反戦地主（沖縄）の一掃

## 第8 この法律の廃止を

一旦成立した法律でも廃止できる

このような法律が必要なのかを丁寧に議論すべき

「安全保障のためなら許される」ということでいいのか

廃止のためには何が必要か ～「使い勝手の悪い法律」にする取組みから廃止へ

①世論の喚起 学習会・マスコミ報道

基本方針や政令に対する2760件ものパブリックコメントを無視

しかし、初回指定候補地の選定は世論の動向をみる政治的なものだった！

②地方自治体の意見表明

首長や議会からの意見書、区域指定の際の内閣総理大臣との協議

○土地規制法の廃止を求める沖縄県民有志の会

○土地規制法を廃止する全国自治体議員団

区域指定の際の協議での意見表明も重要

◎沖縄県の意見書「自治体の意見を尊重せよ」「区域ごとに機能阻害行為を明示せよ」

③廃止できる国会づくり